

# | 平成30年4月以降の請求方法（変更）について

## 《概要》

介護サービス事業者等が審査支払機関（国保連合会）に対して行う費用の請求に関して、審査支払事務の一層の効率化を図る等の観点から、平成30年4月より、介護給付費等の請求は、原則インターネットでの伝送又は電子媒体（CD-R, FD, MO）による請求となります。

詳細は以下の厚生労働省のパンフレットをご覧ください。

- ・「平成30年4月より、介護給付費の請求は原則、伝送又は電子媒体による請求となります。」

## 《ISDN回線での請求終了（平成30年3月末）について》

上記概要から、現在介護保険請求の送信や、審査結果等の受信をISDN回線を用いて行っている介護サービス事業所等はISDN回線での請求が終了になる前に、請求方法の変更をお願いします。

詳細は以下の厚生労働省のパンフレットをご覧ください。

- ・「介護給付費等の請求はインターネットで！」
- ・「平成30年4月以降はISDN請求ができなくなります！」

## 【留意事項】

◆厚生労働省パンフレット内に記されている「ISDN回線による請求は平成30年3月末まで」の表記について

毎月1日から10日が、本会への伝送（ISDN回線、インターネット）による請求受付期間となります。

そのため、ISDN回線での請求は、平成30年3月10日（土）が最終のタイミングになります。

※3月11日（日）に日付が変わるまでに送信を完了させる必要があります

〔神奈川県国民健康保険団体連合会へISDN回線で介護保険請求を行う場合〕

### ◆ISDN回線を使用した 請求の“最終送信日”

**平成30年3月10日（土）**

（平成30年3月11日に日付が変わるまでに送信を完了させてください。）

※平成30年3月11日以降はサーバが閉じますので、請求の受け付けはできません。

### ◆ISDN回線を使用した 審査結果の“最終受信日”

**平成30年4月25日（水）まで**

なお、ISDN回線でこれまでの審査結果の再取得を依頼する場合、受付最終日は…

**平成30年4月13日（金）までになります**

- ・当日までに本会へ連絡を取り、再伝送依頼書の郵送を依頼してください。
- ・再伝送依頼書がお手元に届いたら、所定事項を記入して早急に本会へ提出願います。

（平成30年4月20日必着分まで有効）

※以降の再取得はISDN回線ではできなくなります。

## 《インターネット請求へ変更する場合》

現在、本会への請求方法の登録が「帳票」、「電子媒体（CD-R, FD, MO）」、「伝送（ISDN回線）」の事業所で、インターネットの請求方法に変更する場合は、「[電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク、若しくは光ディスクによる請求に関する届](#)」を提出する必要があります。

詳細は本会ホームページに掲載している「[介護給付費等のインターネット請求受付について](#)」をご覧ください。

- ・[「電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク、若しくは光ディスクによる請求に関する届」](#)は[こちら](#)
- ・[「介護給付費等のインターネット請求受付について」](#)は[こちら](#)

### 【留意事項】

- ・インターネット請求の開始手続きには一定の期間が必要となります。  
(概ね1ヶ月、ただし申請件数の増加に伴い所要期間も延びていくことが予想されます。)
- ・ISDN回線での請求期限（平成30年3月10日（土）〔3月11日（日）に日付が変わるまでに送信を完了させる〕がISDN回線での請求における最終のタイミング）が近づくにしたがって、介護電子請求ヘルプデスクへの問合せが大変混雑することが見込まれます。

**★以上のことから、インターネットへ請求方法を切り替える場合は、余裕をもって移行を完了していただきますようお願いいたします。**

## 《インターネットでの伝送又は電子媒体（CD-R, FD, MO）による請求が困難な場合》

インターネットでの伝送又は電子媒体（CD-R, FD, MO）による請求が困難である介護サービス事業所等に配慮するため、一定の場合には帳票（紙）による請求を可能とする[例外規定](#)が設けられています。

- ・[「例外規定」](#)は[こちら](#)

例外規定に該当し、平成30年4月以降も帳票（紙）による請求を行う場合は、以下①、②のいずれかの方法で記入した免除届出書を、平成30年3月31日（土）【必着】までに、本会宛に提出をお願いします。

- ① 請求方法を「帳票（紙）」として本会へ登録している事業所には免除届出書等を順次郵送いたします。該当する免除届出書に記入を行い、本会へ提出してください。
- ② 以下の中から該当する免除届出書をダウンロードし、印刷、該当する免除届出書に記入を行い、本会へ提出してください。
  - ・[請求省令附則第二条による免除届出書](#)
  - ・[請求省令附則第三条第二項又は第三項による免除（非該当）届出書](#)
  - ・[請求省令附則第四条による免除届出書](#)

※各種 届出用紙は本会へ 郵送 もしくは 直接持参 にてご提出ください。